

◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第47号）

- 1 個人番号を利用することができる事務に生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定等に関する事務を加えることとした。（別表第1関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 3 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第48号）

- 1 旅館業法の一部改正に伴い、事業譲渡による旅館業の営業者の地位の承継の承認申請に対する審査について新たに手数料を徴収することとした。（第8条関係）
- 2 旅館業法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第2条、第3条、第6条～第8条関係）
- 3 施行期日  
この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。（附則関係）

◎食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第49号）

- 1 許可営業者等の死亡等の届出の対象の範囲を改めることとした。（第6条関係）
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第50号）

- 1 岩手県立福岡工業高等学校及び岩手県立一戸高等学校を廃止して岩手県立北桜高等学校を設置し、並びに県立高等学校の学科の設置をすることとした。（第2条関係）
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）